

児童手当の 現況届はお済みですか

令和3年5月末現在、児童手当を受けている人で現況届をまだ提出していない人は、至急提出してください。

この届を提出しないと、受給資格があっても引き続き6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

問合せ＝子育て支援課 児童福祉係（内線522）

就学援助制度のお知らせ ～援助を受けるには申請が必要です～

就学援助制度とは、市立小・中学校に在籍している児童・生徒のいる家庭で、経済的理由により就学に困っている家庭に対し、学習に必要な費用の一部（学用品費など）を援助する制度です。

援助費受給の可否は令和元年中の世帯所得をもとに決定します。認定基準は、世帯の人数、年齢構成、家屋区分（持家・借家）、各種控除額等によって細かく異なります。

援助費受給を希望される人は、まずは学校教育課（403番窓口）へ申請してください。

◆認定の目安（一例）【4人世帯の場合】

【父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)】

持家：世帯合計所得が約250万円までの家庭

借家：世帯合計所得が約325万円までの家庭

申請・問合せ＝印鑑（認め印で可）を持って、学校教育課（内線724・727）へ

心身障害者医療費受給資格証 の更新について

6月中旬に、心身障害者医療費助成受給資格証をお持ちのすべての人に、更新のための書類を送付しています。現在お持ちの受給資格証の有効期限は、7月31日（土）までとなっています。

8月以降も引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きをおこなってください。

※受給資格証をお持ちのすべての人について更新手続きが必要です。後期高齢者医療保険被保険者の人は受給資格証が無いので更新手続きの必要はありません。更新の書類が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

※更新手続きのない場合、資格喪失となることがありますのでご注意ください。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線327・328）

介護保険負担割合証 更新のお知らせ

要介護認定を受けている人、または総合事業を利用している人について、現在お持ちの負担割合証の有効期限が7月31日（土）になっています。

8月1日（日）以降の負担割合証は、7月中旬に対象者に送付します。サービスを利用する時は、必ず負担割合証をサービス事業所に提示してください。

なお、古い負担割合証は、8月以降に介護福祉課まで返却いただくか、ハサミを入れるなどして適切に処分してください。

問合せ＝介護福祉課 介護給付係（内線514・515）

もの忘れ相談会 （相談無料・要申込）



最近、物のなごし忘れや置き忘れが増えたと感じたり、誰かに言われて心配になったことはありませんか。もの忘れ相談プログラム（タッチパネルパソコン）を使った認知症のセルフチェック型テストができます。チェック後に地域包括支援センター職員がもの忘れや認知症についての相談をお受けします。

日時＝7月15日（木）13時～16時（1人30分程度）

場所＝治道地区公民館 会議室

定員＝4人

申込・問合せ＝第三地域包括支援センター（☎57-2233・☎57-1153）

認知症サポーター養成講座 （受講無料・要申込）

～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～
認知症の症状と対応、予防についての基礎知識などを学び、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターになりませんか。

講座終了後、もの忘れ相談プログラム（タッチパネルパソコン）を使用してもの忘れ相談を行います。

（希望者のみ・要申込）

日時＝7月20日（火）10時～11時30分

場所＝市役所 401・402会議室

定員＝10人

申込・問合せ＝地域包括支援センター（☎55-7733・☎55-6831）

